

# 令和 2 年 度 事 業 計 画

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

本会の令和 2 年度の事業展開に当たっては、本会が平成 25 年 4 月 1 日付けで特例民法法人から一般社団法人への移行に伴う「公益目的支出計画」に沿って実施すべき「継続事業」としての「研究調査・啓発普及等事業」及び「認証・検査等事業」を着実に実施することを通じて、国民生活の向上発展に寄与することとする。

なお、これらの事業展開に当たって理事会から附託された事項等については、企画委員会、技術委員会、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会、輸入果汁委員会及び果汁研究委員会等において調査審議を行い、その結果を理事会に報告していく。

## I 研究調査・啓発普及等事業

### 1 果汁技術研究発表会の開催

この発表会は、果汁・果実飲料に関する最新の研究調査結果の“発表の場”の提供を通じて、果汁・果実飲料分野の技術水準の向上を図るとともに、果汁・果実飲料の有する健康・機能性等について広く国民一般の認知度向上を図ることにより、国民生活の向上発展に寄与することを目的としている。

このため発表会は、例年、果汁・果実飲料に関する科学技術的な研究調査の発表課題を広く民間企業、大学、国立研究開発法人、地方公共団体等から公募し、応募のあったものの中から発表に値するものを「果汁研究委員会」において取捨選択（8～10 課題程度）の上、会場を借用し、一般公開（入場無料）で開催している。

については、「第 63 回 果汁技術研究発表会」を本年 9 月 25 日（金）に東京都港区虎ノ門のニッショーホールにおいて開催することとし、その際、前年度の発表会で顕著な研究功績のあった研究発表者に対して「技術賞」を、また、これに準じる研究功績があり、今後更なる発展が期待された研究発表者に対して「技術奨励賞」を贈ることとする。

### 2 研修会の開催

#### 1) 実務担当者研修会

この研修会は、果汁・果実飲料に関する国内外の情勢、食品表示法、J A S 制度、公正競争規約や行政庁からの関連通知等をテーマとする研修を通じて、会員及び非会員（認証工場等）の実務担当者の資質向上を図り、もって広く国民一般への高品質で安全・安心な商品提供に資することを目的としている。

については、時宜を得たテーマ毎に行政庁の担当官や学識経験者を講師として、来年 3 月頃に開催することとする。

#### 2) その他

その他重要な制度改正が行われる場合等において、随時、関係者を対象とした研修会を開催し、その周知等に努めていくこととする。

### 3 調査情報収集等の実施

#### 1) 果実・果汁関係情報・資料の収集・整備及び果実飲料業界としての意見提出

この事業は、国内外における果実・果汁に関する生産・流通・消費及び貿易状況並びに果汁に関する新技術・新たな知見等に関する情報・資料を収集・整備を通じて、原材料の安定的確保及び果汁・果実飲料の品質向上並びに国民一般への安全・安心な商品の提供に資することを目的としている。ついては、前年度と同様、関係情報・資料の積極的な収集整備を進めていくこととする。

また、政府の施策方向を事前に的確に把握するには、関係審議会・検討会等の傍聴が最も適切であることから、積極的にその傍聴に努めるとともに、果汁及び果実飲料に関連する事項を含むパブリック・コメントの募集に対しては、積極的に意見を提出していくこととする。

#### 2) 関係官庁からの調査依頼・周知依頼への協力

関係官庁からの調査依頼があった場合には、会員等の協力を得てこれに協力していくほか、会員等への周知依頼があった場合には、これに積極的に協力していくこととする。

### 4 自主規格基準等の策定・改訂等

#### 1) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」の改訂

平成 18 年 5 月に制定した「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」中の「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目一覧表」については、その後入手した国内外の果樹園等における農薬等の使用状況に関する新たなデータに基づき毎年度改訂してきており、今年も 7 月を目途に改訂することとする。

#### 2) その他

果汁及び果実飲料に関連する分野において、解決を要する課題が生じた場合には、関係委員会等においてその対応策等について検討を進めていくこととする。

### 5 技術書の作成・配付

#### 1) 果実及び果汁の農薬等残留基準（令和 2 年版）

平成 18 年 4 月に初版を作成した標記冊子については、その後の「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）等の改正を踏まえて毎年改訂しているところ、今年度も平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に改正された部分を盛り込んだ「令和 2 年版」を作成・配付（4 月を目途）することとする。

#### 2) 果汁に関する残留農薬等対応マニュアル（令和 2 年版）

上記 4 の 1) において改訂された「残留農薬等推奨分析試験項目一覧表」を含む標記マニュアルの「令和 2 年版」を作成・配付（7 月を目途）することとする。

#### 3) その他

果汁及び果実飲料に関連する分野において、技術書として作成することが適切と判断

されるものがあった場合には、適宜、作成・配付していくこととする。

## 6 情報の提供

### 1) 「果汁協会報」(月刊)の発刊

上記3の「調査情報収集等の実施」等において得られた情報・資料については、「果汁協会報」(毎月25日付けで発刊)に掲載し、会員・認証工場、関係行政機関、大学及び業界紙等に無償提供(大学及び業界紙との間では資料交換方式)していくほか、広く購読希望者にも頒布していくこととする。

### 2) 「果汁関係資料」(年刊)の発刊

果実飲料の生産状況、JAS格付の状況、国内外における果実・果汁の生産流通状況等の時系列的データを収集・整理した「果汁関係資料(2020年版)」を発刊(11月を目途)し、会員及び関係行政機関等に無償提供していくほか、広く購読希望者にも提供していくこととする。

### 3) FAX・Eメール等による提供

原料用果汁の通関実績や国産果実の搾汁実績、あるいは関係官庁からの通知であって上記1)又は2)による提供では時間的に遅過ぎると判断される案件については、その都度、FAX、Eメールあるいは郵送により関係各方面に速やかに提供していくこととする。

## 7 果汁・果実飲料の啓発普及

### 1) 表示無料相談の受付

果汁・果実飲料の表示に関する相談・問合せが会員・認証工場からはもちろん、会員・認証工場以外の事業者や一般消費者からも多く寄せられている。

このため、これらの相談・問合せされた方に対して、果汁・果実飲料の表示に関わる諸法規のうち、食品表示法に基づく「食品表示基準」及び景品表示法に基づく「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」等を中心に、無料で懇切丁寧に説明していくこととする。

### 2) 果実飲料のJASの啓発普及

農林水産省の「消費者の部屋」への果実飲料JAS製品の展示協力等により、果実飲料のJASの啓発普及を図って行くこととする。

また、本会も参画するJASの登録認証機関連絡協議会(事務局は一般社団法人日本農林規格協会、農林水産省も参画)において、JASを有する各種食品業界と連携して、JASの啓発普及等を検討していくこととする。

### 3) 消費拡大への取組み

果汁・果実飲料が有する栄養や機能性等を平易に解説した冊子の配布、当協会のホー

ムページに「知っていますか？果実飲料Q&A」コーナー等により、果実飲料の消費拡大を図っていくこととする。

## 8 委員会の開催

本会の円滑な事業展開を図っていくため、次に掲げる各委員会等を開催していくほか、必要により、委員会の下部組織を設けて専門的な事項について調査検討を進めていくこととする。

### 1) 企画委員会

本会の業務運営、広報活動等について、協議すべき事項が生じた場合に随時開催する。

### 2) 技術委員会

果汁に関連する技術的事項について、協議すべき事項が生じた場合に随時開催する。また、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会及び輸入果汁委員会と協調し、果汁に関する「残留農薬推奨分析試験項目」について、技術的見地から審議・検討していくこととする。

### 3) りんご搾汁委員会

国産りんご果汁に関する資料・情報を関係会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合にはその解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、国産りんご果汁に関する「残留農薬等推奨分析試験項目」の策定・見直しを行うものとする。

### 4) かんきつ搾汁委員会

国産かんきつ果汁に関する資料・情報を関係会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合には、その解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、国産かんきつ果汁に関する「残留農薬等推奨分析試験項目」の策定・見直しを行うものとする。

### 5) 輸入果汁委員会

輸入果汁に関する資料・情報を会員相互に交換し合うとともに、課題や問題点等が生じた場合には、その解決策を見出していくものとする。また、技術委員会と協調して、輸入果汁に関する「残留農薬等推奨分析試験項目」の策定・見直しを行うものとする。

### 6) 果汁研究委員会

「第63回果汁技術研究発表会」(本年9月25日(金)、於：東京・ニッショーホール)を主導していくほか、果実飲料に関する科学技術的な課題等が生じた場合には、下部組織を設置する等により、検討を進めていくものとする。

## II 認証・検査等事業

### 1 JAS関係業務の実施

#### 1) JAS認証工場の認証審査

この事業は、果汁・果実飲料に関するJAS法に規定する登録認証機関としての本会が、同法に規定する格付を行う事業者の認証等を行うことにより、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益を保護し、もって国民生活の発展向上に寄与することを目的としている。

については、果実飲料製造事業者等からJAS法に基づく認証申請があった場合には、速やかに認証に向けた審査手続きを進めていくこととする。

#### 2) JAS認証工場の認証後の確認調査

上記1)により認証された工場については、「認証業務規程」(平成18年3月10日農林水産大臣登録)の規定に基づき、果実飲料(有機を除く。)にあつては前回の確認調査日から1年半以内の日に、有機果実飲料にあつては概ね1年以内の日に認証当初の諸条件が引き続き確保されているか否か確認調査を行うことが必要となっている。

については、当該確認調査を適時・的確に実施するとともに、果実飲料製品(有機を除く。)にあつては必要により当該工場で製造された市販品の買上げ検査を行うこととする。

#### 3) JAS製品の依頼検査

上記2)の認証工場のうち、いわゆる“B基準”の工場については、JAS格付のための検査を第三者機関に依頼して行うこととなっている。

については、この第三者機関としての依頼検査の受入れに積極的に対応していくこととする。

#### 4) 表示包装等審査登録

上記3)の依頼検査を受入れた認証工場のJAS製品に係る表示包装等の内容について審査し、当該表示包装等の内容が関係法令に適合している場合には、当該表示包装等を登録していくこととする。

#### 5) JAS認証工場品質管理責任者等専門講習会

JAS法の規定に基づき、果実飲料(有機を除く。)認証工場の品質管理責任者、格付責任者及び格付担当者の資格取得のための講習会((一財)日本清涼飲料検査協会、(一財)食品環境検査協会及び本会の3団体共催)を開催することとする。

なお、有機果実飲料に係る講習会については、従来どおり、(一社)日本農林規格協会にお願いすることとする。

#### 6) 果実飲料に関するJASの規格内容の見直し

JAS法では、各JASを5年以内ごとに見直していくこととなっている。果実飲料

に関する J A S である「果実飲料の日本農林規格」、「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」の直近の見直しは平成 29 年 10 月になされており、次回見直しの期限は令和 4 年 10 月となる。

前回までの見直しは、(独)農林水産消費安全技術センターが主導で、本会他が協力してなされてきたが、J A S 法改正後は、業界団体等が主体となって J A S 見直しを行っていくこととされた。

したがって、本会が中心となって、(一社)全国清涼飲料連合会、(一財)日本清涼飲料検査協会及び(一財)食品環境検査協会の協力を得て、令和 2 年度より果実飲料 J A S の見直しの検討に着手していくこととする。

## 7) J A S 法に関する周知

J A S 法に基づく政令、省令や各種の通知等について情報収集するとともに本会の会員や認証工場に周知する。

## 2 一般依頼検査等の実施

本年度は、従来と同様、

### 1) 一般依頼検査

[J A S 格付に直接連動しない果実飲料の J A S 検査項目(旧検査項目を含む。)の検査]

### 2) シイクワシャー果汁識別依頼検査

[平成 16 年 9 月から実施しているシイクワシャー果汁へのカラマンシー果汁混入の有無を識別するための検査]

### 3) 耐熱性好酸性菌(T A B)依頼検査

[本会が平成 17 年 4 月 1 日から実施している「耐熱性好酸性菌統一検査法」(平成 15 年 3 月に本会が策定)による検査]

を積極的に受付け、検査を実施していくこととする。

## 3 残留農薬等分析試験・証明の実施

本会が定める「残留農薬等対応規程」(平成 18 年 3 月 24 日制定)に基づき、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した者に対して、従来と同様、本会の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印した成績書を依頼者に発給していくこととする。

## Ⅲ 総会及び理事会等の開催

### 1 総会

本会の定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度の事業報告及び決算報告等のための「第 80 回通常総会」を本年 6 月に開催(現在のところ、6 月 18 日を予定)することとする。

また、同条第 2 項の規定に基づく臨時総会の開催が必要となった場合には、同臨時総会を

開催することとする。

## 2 理事会・参与会

第80回通常総会に先立って、定款第37条に基づき書面にて第1回理事会・参与会を開催（現在のところ、本年5月中下旬を予定）することとする。また、通常総会后に執行役員を選定等のための第2回理事会・参与会を開催することとする。更に、令和3年度の事業計画及び収支予算のための第3回理事会・参与会を来年3月頃に開催することとする。

また、同条第2項の規定に基づく臨時理事会の開催が必要となった場合には、同臨時理事会を開催することとする。

## 3 執行役員会

本会の定款第12条第3項に規定する執行役員（会長理事、副会長理事及び専務理事）の会合を随時開催することとする。

## 4 顧問会

本会の定款第20条第2項の規定に基づき、必要に応じて開催することとする。

# IV 関係団体との連携

### 【研究調査・啓発普及等事業関連】

果汁・果実飲料の公正な取引の推進、飲料容器の散乱防止・リサイクル等に携る次に掲げる主な関係団体の事業への積極的な参加を通じて、本会の社会的責任を果たして行くこととする。

- ① 果実飲料公正取引協議会  
〔果実飲料の適正表示を推進する目的で設立された団体〕
- ② 飲料用紙容器リサイクル協議会  
〔飲料用紙容器の回収・リサイクルを推進する目的で設立された団体〕
- ③ PET ボトルリサイクル推進協議会  
〔PETボトルの回収・リサイクルを推進する目的で設立された団体〕
- ④ 公益社団法人 食品容器環境美化協会  
〔飲料容器のポイ捨て等による散乱防止を推進する目的で設立された団体〕
- ⑤ 一般財団法人 食品産業センター  
〔食品産業の健全な発展等を目的に設立された団体〕
- ⑥ JETRO 農林水産情報研究会  
〔海外の農林水産・食品関係の情報収集等を目的に設立された団体〕

### 【認証・検査等事業関連】

JAS法及び食品衛生法等に携わる次に掲げる主な関係団体の事業への積極的な参加を

通じて、本会の社会的責任を果たしていくこととする。

- ① 一般社団法人 日本農林規格協会  
〔J A S 制度及び J A S 製品の普及を目的に設立された団体〕
- ② 公益社団法人 日本食品衛生協会  
〔食品衛生法の趣旨に沿って、自主衛生管理の啓発普及を目的に設立された団体〕

## V その他

### 1 公益目的支出計画の着実な実施

本会の一般社団法人への移行に伴う「公益目的支出計画」（計画期間：平成 25 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 9 年）については、その着実な実施に努めることとする。

なお、令和 2 年度は 9 年計画の 8 年目にあたり、これまでの 7 年間は同計画の着実な実施に努めてきたものの、公益目的財産は計画額よりも相当に多く残っており、計画期間までには同計画の完了は見込めない可能性が大きい。このため、計画期間の残り 2 年の間に、同計画の延長を内閣府に申請する。

### 2 入会の勧誘

本年度も、本会に未加入の果汁・果実飲料関係企業を中心に、入会の勧誘を進めていくこととする。